

特集：

類似商品・
役務審査基準の改訂国際分類
第10版の採用

—主な改訂内容

1. 第5類
「サプリメント」
の表示OK
2. 区分の変更
概要一覧
3. 第9類「音楽CD」と
「画像DVD」は
類似？

—特に気をつける点はある？

特集

類似商品・役務審査基準の改訂

国際分類第10版の採用



「類似商品・役務審査基準」は、特許庁における審査の基準で、商品・役務の類似関係を整理したものです。各種商品・役務の代表的な表記を示し、その類似関係を示しているため、具体的な商品・役務がどの区分に分類されるか、どのような表記とするかということについての指針も示しています。なお、類似する商品・役務群について類似群コードを割り当て、各商品・役務の類似関係を示しています。

この審査基準が今般改訂され、2012年1月1日から施行されています。

—改訂の背景—

商標出願に際しては、特許庁の定める分類に従って、商品・役務を指定しなければならず、この分類は、ニース協定における国際分類に基づいて定められています。

この国際分類は、世界知的所有権機関(WIPO)において5年ごとに改訂されるのですが、今般、これが従前の第9版から新たに第10版に改訂されたことに伴い、日本においてもこれを採用して、今回の改訂に至ったわけです。

今回の改訂では、国際分類との整合をとったり、国内の商取引の実情の変化等を考慮して、商品・役務の分類が変更されたり、類似群コードが新設されたりしています。以下、主な改訂内容をご紹介します。

主な改訂内容

1. 「健康食品」は第5類に分類され、「サプリメント」の表示OK

《旧》

第29類 または 第30類
「〇〇を主原料とする
××状の加工食品」

改訂

《新》

第5類
「サプリメント」



いわゆる「健康食品」は、旧基準では、その主原料によって29類または30類に分類されていましたが、新基準では主原料にかかわらず、原則として5類の商品として採択されることとなりました。

表示についても、従来は主原料と形状を指定する必要がありましたが、「サプリメント」という包括的な表示が認められました。

特集：

類似商品・
役務審査基準の改訂

国際分類
第10版の採用

—主な改訂内容

1. 第5類
「サプリメント」
の表示OK
2. 区分の変更
概要一覧
3. 第9類「音楽CD」と
「画像DVD」は
類似？

—特に気をつける点はある？



特許業務法人
YKI国際特許事務所

〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町
1-34-12

TEL:
0422-21-2501

FAX:
0422-21-2391

E-MAIL:
yoshida.mamiko@yki.jp

URL:
<http://www.yki.jp/>

2. 区分の変更 概要一覧

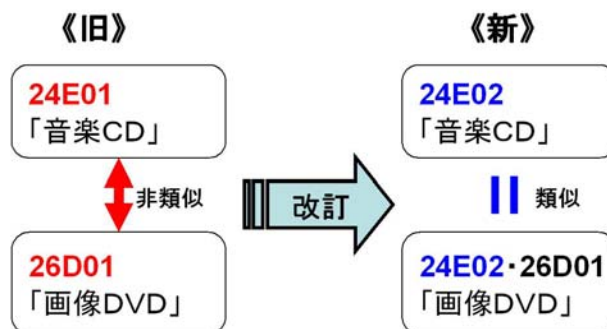
商品・役務	旧分類	新分類
おむつ	5 or 16 or 25	5
貯金箱	6 or 21	21
乾燥機に関する商品	7	11
製パン機	7	11
家庭用テレビゲーム機	9	28
業務用テレビゲーム機	9	28
自動販売機	9	7
アーク溶接装置	9	7
睡眠用耳栓	9	10
自動車用シガーライター	9	12
電気式ヘアカーラー	9	26
ポイラー	11	7 or 11
船舶用オーニング	12	22
消防用ホース	17	9
ストロー	20	21
風鈴	21	20
日よけ	22	20
金庫の貸与	39	45

旧基準では、「おむつ」や「貯金箱」は、その素材によって分類が分かれていましたが、新基準では、素材に関わらずそれぞれ、第5類、第21類に分類されることになりました。

その他、国際分類に即した分類となるよう、変更されました。

(左表に挙げた商品・役務は、今般の改訂内容の一部です。)

3. 第9類「音楽CD」と「画像DVD」は類似？



旧基準では、音楽が収録されたCDと画像が収録されたDVDには異なる類似群コードが付され、両者は互いに類似しないとされていました。しかし、CDとDVDは流通経路や需要者が同じである等の理由から、新基準では同じ類似群コードが付され、両者は類似することとなりました。

特に気をつける点はある？

この改訂後の新基準は、2012年1月1日以降の出願に適用されますので、今後出願の際は、新たな分類に即するよう、従来の出願内容を再度見直す必要があるかもしれません。もちろん、これより前の出願については、補正などの措置を行う必要はありません。

また、マドプロ出願をする場合には、基礎となる出願・登録が従前の分類に基づいて指定されていても、マドプロ出願の願書は、新たな分類に即して作成しなければなりませんので、留意すべきといえるでしょう。

ご不明点、ご質問等ございましたら、ぜひご相談ください。

文責：弁理士 吉田 麻実子